No.434

（ワークポジショニング用器具）

TSUYORON®

柱上安全帯のロープ取替基準

新品

三つ打ち　Φ16mm

（強度：49kN以上）　色線

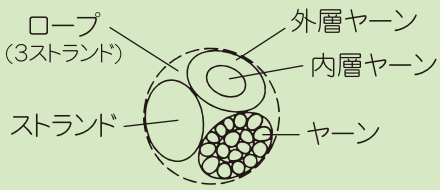

摩耗程度4でロープを取り換えて下さい。

（全周摩耗の場合）

摩耗程度1（強度低下率5～20%）

摩耗程度2（強度低下率10～30%）

摩耗程度3（強度低下率25～50%）

取　換　基　準

摩耗程度4（強度低下率45～65%）

摩耗程度5（強度低下率60～75%）

次の状態のロープは取り換えて下さい。

(1)**摩　耗（局部）**
7ヤーン以上（1リード内）すり切れているもの

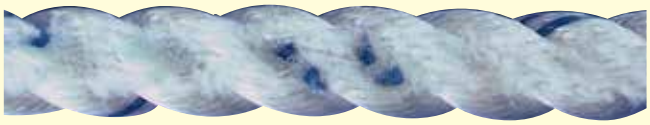

(2)**損傷・溶融**
7ヤーン以上（1リード内）の切り傷・焼損・溶融があるもの

(3)**キンク**
キンクまたは7ヤーン以上の異常な飛び出しや型崩れがあるもの

(4)**塗料・薬品の付着**
塗料などが著しく付着して、硬化しているもの、または薬品によって変色・硬化・溶解箇所があるもの

(5)**さつま編込部の緩み**
さつま編みが緩んでいるものや抜けているもの（3回未満になっているもの）

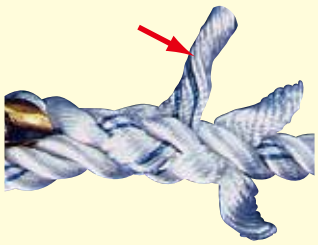

(6)**さつま編込部の乱れ**
型崩れが進みストランドに乱れが生じ、端末部の余長が引き込まれているもの（抜け現象が進み危険ですので、直ちに使用を中止してください）

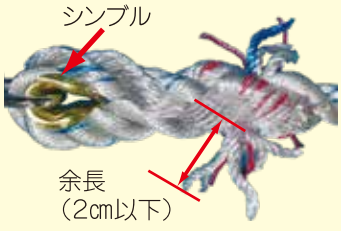

*カバー付の場合
カバーが抜け同様の状態になったもの

(7)**シンブル**
シンブルが変形したり脱落しているもの

（注）赤芯ロープの場合は「摩耗程度4」及び局部摩耗、損傷・溶融・溶解で赤芯が露出します。

FUJII-DENKO

TSUYORON® 柱上安全帯（ワークポジショニング用器具）の取替要項

図に示す各部品の点検において1項目でも廃棄基準に該当するものは、機能不良や強度不足になりますので新品と取り替えてください／一度でも大きな荷重が加わったものは使用せず、廃棄してください

■縫製部

- 縫製部に緩みやほつれがあるものや、縫糸が摩耗したり、1個所以上切断しているもの

■さつま編込部

- さつま編みが緩んでいるものや抜けているもの(3回未満になっているもの)
- 端末部の余長が2cm以下になっているもの（抜け現象が始まっている）
- 型崩れが進みストランドに乱れが生じ、端末部の余長が引き込まれているもの（抜け現象が進み危険ですので、直ちに使用を中止してください）

- シンブルが変形したり脱落しているもの

■フック

- 変形によって外れ止め装置が完全に開閉しないもの

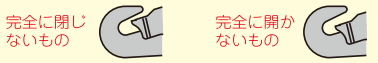

- 変形によって安全装置が作動しにくいもの
- 外周に深さ1mm以上の傷や摩滅があるもの
- かぎ部の内側に傷があるもの
- ばねが変形または折損・脱落して外れ止め装置が完全に開閉しないもの
- 連結環の回転部に0.8mm以上の隙間があるもの

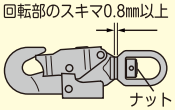

- ナットの遊びが大きいもの
- リベットの頭部が1/2以上摩滅しているもの
- リベットかしめ部にガタがあるもの
- 全体に赤錆または著しい腐食が発生しているもの

■バックル

- 変形によってベルトが締まらないもの
- 深さ1mm以上の傷や摩滅があるもの
- ベルト噛合部が摩滅して、腹部に力を入れるとベルトが緩むもの
- ばねが折損または脱落してベルトが緩むもの
- リベットの頭部が1/2以上摩滅しているもの

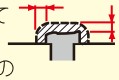

- リベットかしめ部にガタがあるもの
- 全体に赤錆または著しい腐食が発生しているもの

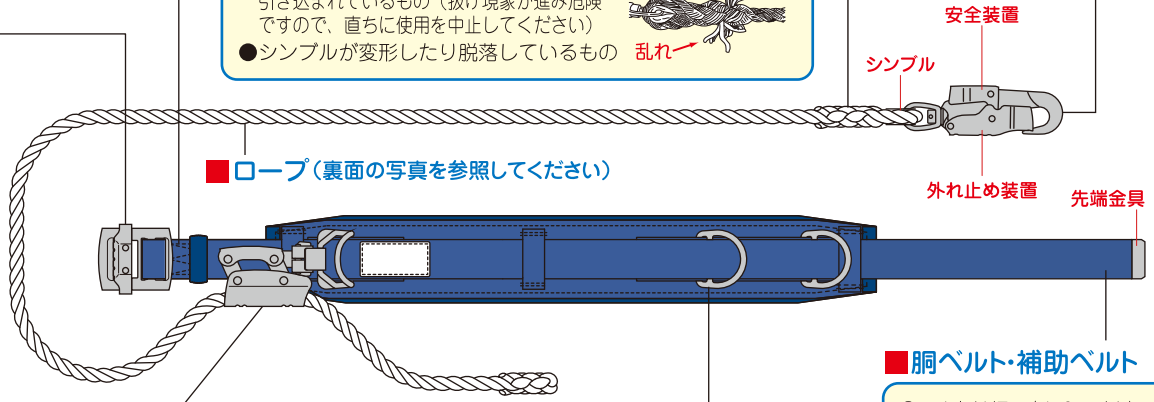

■ロープ（裏面の写真を参照してください）

■伸縮調節器

- 変形によってロープの伸縮調節が困難なもの
- 深さ1mm以上の傷があるもの
- 押爪の歯（山）が1/2以上摩滅しているもの
- ばねが折損または脱落してロープを把持できないもの
- リベットの頭部が1/2以上摩滅しているもの
- リベットかしめ部にガタがあるもの
- 全体に赤錆または著しい腐食が発生しているもの

■角環・D環

- 目視で分かる程度の大きな変形があるもの
- 深さ1mm以上の傷や摩滅があるもの（図の×部は特に注意）

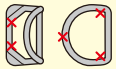

- 全体に赤錆または著しい腐食が発生しているもの

■胴ベルト・補助ベルト

- 耳または幅の中に3mm以上の損傷・焼損・擦り切れがあるもの

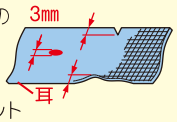

- 全体的に摩耗・毛羽立ち・著しい汚れがあるもの
- バックル把持部に著しい毛羽立ちがあるもの
- ベルトがねじれたままのものや、ねじれを解消してもベルトが曲がってよじれたままのもの
- 袋などに隠れるベルト部分が摩耗しているもの
- 薬品が付着したもの、薬品によって変色・硬化・溶解箇所があるもの
- 塗料などが著しく付着して、硬化しているもの
- 先端金具が脱落してベルトがほつれているものや、変形してバックルに通らないもの

点検における注意事項

点検表に従い、管理者・作業者により点検を行ってください。作業中異常を感じた時は、作業者が管理者に報告を行い、管理者は速やかに点検を実施してください。

耐用期間について

使用頻度、使用環境や保管方法などによって異なりますが、ロープで使用開始年月から2年、ロープ以外のものについては3年をめやすとして交換してください。ただし、耐用期間内であっても取替要項にしたがって点検を必ず実施し、廃棄基準に該当するものは使用しないで、新品と取り替えてください。

保管方法

(1) 次のような場所で保管してください。

ア）直射日光に当たらない所。
イ）風通しがよく、湿気の少ない所。
ウ）火気・放熱体などが近くにない所。
エ）腐食性物質と同室でない所。
オ）塵埃の少ない所。
カ）ねずみなどの小動物の入らない所
キ）その他、機能・強度に悪影響を及ぼさない所

(2) 高温（50℃以上）となる場所に長時間保管しないでください。

(3) 物品の下積みなどによって傷や変形が起こらないようにしてください。

(4) 使用後は次のように手入れを行ってください。また、使用していない期間が続いても定期的に手入れを行ってください。

ア）フックなどの金具部品が水などに濡れた場合は、よく拭き取ってください。付着した泥・砂・埃などは取り除いてください。可動部には時々注油してください。
イ）ベルトなどの合成繊維部品が汚れている場合は、水を含ませた布などで軽く叩いて汚れを布に移してください。その後、直射日光の当たらない風通しのよいところで自然乾燥させてください。

(5) 責任者を定めるなどの方法で確実に保管・手入れを行い、その内容を管理台帳に記録してください。

藤井電工株式会社

URL https://www.fujii-denko.co.jp/

本　　社　〒679-0295 兵庫県加東市上滝野1573番地2　TEL（0795）48-3360　FAX（0795）48-3409
　　　　　TEL（0795）48-3851（営業部）
仙台営業所　〒983-0842 仙台市宮城野区五輪2丁目9番5号　五輪ビル　TEL（022）256-7001　FAX（022）295-7423
東京支社　〒103-0004 東京都中央区東日本橋1丁目7番2号　長坂ビル　TEL（03）5821-2241　FAX（03）5821-2170
名古屋営業所　〒460-0008 名古屋市中区栄1丁目29番19号　ヤスイビル　TEL（052）211-7781　FAX（052）211-7782
大阪営業所　〒530-0041 大阪市北区天神橋1丁目8番13号林　ボタンビル　TEL（06）6882-3355　FAX（06）6242-2170
福岡営業所　〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目8番27号　博多駅東パネスビル　TEL（092）413-6110　FAX（092）413-6120

ISO9001/ISO14001 認証取得

QUALITY ASSURANCE JIC REGISTERED ORGANIZATION No.0570-ISO 9001 No.E1103-ISO 14001

MS JAB CM002

190803Ⓗ